



コンプライアンス ホットライン



Q&A

Q.コンプライアンスホットラインとは？

A.内部通報窓口のことを指します。



内部通報とは※1

企業などの事業者による一定の違法行為を、労働者（パートタイム労働者、派遣労働者や取引先の労働者などのほか、公務員も含まれます）・退職後1年以内の退職者・役員が、不正の目的でなく、組織内の通報窓口、権限を有する行政機関や報道機関などに通報することをいいます。

Q.通報対象行為とは？

A.法令等違反行為又はそのおそれのある行為を指します。

（例）他人のものを盗んだり横領したりすること、暴行・脅迫や強制わいせつなど。
※ハラスメントは別途、相談窓口を設けておりますので活用してください。

Q.通報者の権利は守られますか？

A.守られます。

通報者の特定につながる情報を漏洩することは法で禁止されています。



公益通報者保護法の施行※1

事業者が、公益通報をしたことを理由として労働者などを解雇した場合、その解雇は無効とされます。また、解雇以外の不利益な取扱い（降格、減給、退職金の不支給等）も禁止されます。また、事業者は、公益通報によって損害を受けたとして、公益通報者に対して損害賠償を請求することはできません。

※1…改正公益通報者保護法の広報用チラシ（消費者庁）

- 従業員の皆様が健全な会社で安心安全に勤務できる環境を整備するために設置いたしました。
- 通報者の情報は秘匿いたします。
- 通報者に不利益（解雇・降格・減給など）な取り扱いは致しません。

内部通報窓口

※通報窓口は下記①～③の3ヶ所に設置しました。

社内窓口

※電話・メール・FAX・郵便などで受け付けます

通報内容：管財本部を除く各本部の労働者及び役員の不正（標準的な通報先）

①管財本部

✉kh@semisecurityprint.co.jp
TEL：03-3261-5221(代)
自動音声対応「5番」管財本部
FAX：03-3261-3013

通報内容：社内全般・管財本部内での不正（本部に所属していない通報先）

②社内監査役

✉k_ando@semisecurityprint.co.jp
TEL（携帯）：080-5424-7807

※郵便は①②どちらも本社宛にご郵送ください

外部窓口

※メール・FAX・郵便で受け付けます

通報内容：役員の不正（会社での証拠隠滅ができない通報先）
※外部相談窓口は匿名での通報は受け付けていません

③光和総合法律事務所 社外監査役 顧問弁護士

とよだ よしなか
豊田 愛祥

所在地：〒107-0052
東京都港区赤坂4-7-15
陽栄光和ビル

✉toyoda@kohwa.or.jp
FAX：03-5562-2522

調査の可否を判断

調査不要

調査必要

不正行為の有無を判断

不正行為なし

不正行為あり

是正措置・再発防止策

通報した従業員への結果通知